

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和元年度分(必要に応じて平成30年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 21 日
担 当	子ども未来部子ども政策課(TEL 2232)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について 保育所運営費負担金及び公立教育・保育施設使用料の収入未済額は、平成30年度末で28,996,730円であった。 令和元年11月末現在では、過年度未収金が25,072,080円である。 また、令和元年11月末現在の過年度未収金として、児童扶養手当返還金は15,510,950円、児童手当(子ども手当)返還金は965,500円、高等技能訓練促進費返還金は167,000円、子育て世帯臨時特例給付金返還金は10,000円であった。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度分についても滞納繰越が生じないように努力されたい。</p>	<p>引き続き、未納のある保護者への納付指導や催告、訪問徴収等を実施し、未収金の早期回収に努める。さらに、滞納繰越が生じないように現年度分の回収にも努める。 児童扶養手当返還金、児童手当(子ども手当)返還金、高等技能訓練促進費返還金、子育て世帯臨時特例給付金返還金についても、引き続き、平成29年度に作成した「児童手当・児童扶養手当等返還金回収の取扱について」に基づき、滞納者へ支払を粘り強く求めていき、未収金の早期回収に努める。</p>
<p>2 適正な財産管理について 子ども未来部が所管する普通財産である土地において支線1条、行政財産である土地において電話柱1本及び支線1条が設置されていたが、子ども未来部は、この土地の一部を使用許可申請がないまま電話通信会社に使用させていた。また、申請者が申し出るまで事実を把握していなかった。 今後は、所管する土地の状況を把握し、適正な財産管理に努められたい。</p>	<p>令和2年度から順次所管する土地の現状確認を行い、適正な財産管理に努めていく。</p>